

平成28年1月30日

児童生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用に関する提言

亀岡市PTA連絡協議会
亀岡市小学校長会
亀岡市中学校長会
亀岡市教育委員会

近年、携帯電話やスマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちのインターネットの利用環境は大きく変化しており、様々な問題が発生しています。

本市においても、携帯電話・スマートフォンの所持率は、小学生、中学生共に増加傾向にあります。これに伴って、無料通信アプリや交流サイトを巡るトラブルが急増しており、大変憂慮すべき状況にあります。

■携帯電話やスマートフォン等が関係したトラブルや事件

- ・特定の生徒を誹謗中傷するメッセージを、無料通信アプリ上に掲載した。
- ・ネット上のトラブルから暴力行為にまで発展した。
- ・深夜までスマートフォンを使用し、勉強意欲がなくなり、朝も起きづらくなつた。
- ・京都府において、無料通信アプリで大麻の取引をした高校生数名が大麻取締法違反の容疑で逮捕された。逮捕者の内一人の弟で小学生も事件に関わっていたという。

など

学校では、「携帯電話やスマートフォン等の持ち込みは禁止」、「情報モラル教育の推進」、「警察による非行防止教室」などを行っています。しかしながら、学校での取組や対応には限界があり、「携帯電話やスマートフォン等の購入や所持」、「家庭での使用ルール」、「ネット依存」、「個人情報の流布」などについては、各家庭での対応が必要となります。

このような状況を踏まえ、亀岡市PTA連絡協議会・亀岡市小学校長会・亀岡市中学校長会・亀岡市教育委員会で協議を重ね、この度、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的とする「児童生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用に関する提言」をまとめました。については、この提言をもとに、親子でよく話し合われて取り組まれますようお願いします。

児童生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用に関する提言

亀岡市PTA連絡協議会

亀岡市小学校長会

亀岡市中学校長会

亀岡市教育委員会

《保護者の皆さんへ》

- 1 必要のない携帯電話やスマートフォン等は持たせない。
- 2 購入契約時には、
 - ①有害な情報に触れないようにするため、「フィルタリング」を設定する。
 - ②親子で使用に関する約束を決める。
(食事中、人との会話中、勉強時間中は使用しないなど。)
- 3 小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は、保護者が預かるなどの対応をとる。

《児童生徒の皆さんへ》

- 1 学校へは持ち込まない。
- 2 情報モラルを守る。
(ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報や悪口などを書いたりしない。)
- 3 歩行中や自転車運転中は使用しない。
- 4 小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は使用しない。
(保護者に預けるなど。)

※「携帯電話やスマートフォン等」とは、携帯電話、PHS端末、スマートフォン、パソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー等、「インターネットに接続可能な情報通信機器」を指します。